

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

- ①在宅の小児慢性特定疾病児童
- ②障害者総合支援法による施策の対象とならないかた

対象用具

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、ストーマ装具（消化器系・尿路系）、人工鼻

※用具ごとに給付対象者が定められています。詳しくは下記窓口でお問い合わせください。

手続きの仕方

小児慢性特定疾病医療受給者証、診断書、印鑑、見積書、用具のカタログの写しをお持ちになって障がい福祉課障がい者医療・給付係までおいでください。世帯の課税状況に応じて利用者負担があります。

***詳しくは障がい福祉課障がい者医療・給付係へお問い合わせください。**

重度心身障害者医療費助成(重度医療)制度について

重度医療制度とは

障がい部分の治療がどうかに関係なく、障がい者が病院等で支払う自己負担分の医療費を助成する制度です。**※なお、医療保険適用外の費用は助成の対象になりません。**

対象者

- 身体障害者手帳 1・2 級及び内部障害 3 級（免疫機能障害、肝臓機能障害を除く）のかた
- 愛護手帳 A のかた
- 精神障害者保健福祉手帳 1 級のかた

※ただし、次の事項に該当するかたは対象になりません。

- ・手帳の交付を受けた日又は等級変更時に 65 歳以上のかた
- ・本人又は同一世帯の人の所得が一定額以上のかた
- ・国民健康保険の所得区分が上位所得のかた
- ・65 歳以上で市民税課税世帯に属しているかた
- ・65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入していないかた
- ・生活保護を受けているかた
- ・他市町村にお住まいのかたの社会保険の被扶養者であるかた

手続きの仕方

障害者手帳、本人名義の通帳、健康保険証、マイナンバーが確認できるものをお持ちになって障がい福祉課障がい者医療・給付係までおいでください。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

難聴を抱える児童に対し、言語の習得やコミュニケーション能力の向上を促進するため、補聴器購入費の一部を助成し、福祉の増進を図ることを目的としています。

対象者

両耳の聴力レベルが原則として 30 デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象にならないと医師の診断を受けている 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（医師が必要と認めた場合は 30 デシベル未満も対象とする。）

手続きの仕方

指定の医師意見書（※）、見積書をお持ちになって、障がい福祉課障がい者医療・給付係までおいでください。

※医師意見書を作成できる医師及び医療機関など、詳しくは障がい福祉課障がい者医療・給付係までお問い合わせください。

障害児福祉手当・特別障害者手当について

令和 6 年 4 月現在

	対 象	手当月額
障 害 児 福 祉 手 当	在宅の重度心身障がい児で日常生活において常時介護を必要とする 20 歳未満のかた ◇ただし、次のかたは該当しません。 ・各種障害年金を受給しているかた ・施設に入所しているかた	15,690 円
特 別 障 害 者 手 当	在宅の著しい重度心身障がい者で日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上のかた ◇ただし、次のかたは該当しません。 ・施設に入所しているかた ・3ヶ月以上継続して入院しているかた	28,840 円

手続きの仕方

- 指定の診断書
- 障害者手帳（お持ちのかた）
- 本人名義の通帳
- 年金証書及び受給額がわかるもの（受給されているかた）
- マイナンバーが確認できるもの

をお持ちになって障がい福祉課障がい者医療・給付係までおいでください。

- * 本人、配偶者、扶養義務者の所得により支給されない場合があります。
- * 2、5、8、11 月にそれぞれ前月分までが支給になります。
- * 今後、手当月額が改定となる場合があります。

●申請及びお問い合わせ 障がい福祉課 40 - 7036(直通)、又は各総合支所民生課